

## PAZ・UPZの見直しについて

### ■見直しの趣旨

「檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）」は、平成 26 年 6 月に全面的に修正を行い、東日本大震災の教訓とその後の法令改正等を反映させた。その後、関連法令、国・県の計画、指針などの改正内容の反映、平成 28 年 11 月 22 日の地震・津波対応、平成 28 年度の県原子力防災訓練などの経験を反映し、平成 31 年 1 月に見直しが行われた。その中では、檜葉町原子力施設監視委員会にてご議論いただいた結果をもとに、PAZ・UPZについても見直しが行われている。

その後、廃炉作業の進捗等により、町を取り巻く状況は変化している。そこで、令和 5 年度に予定している檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにあわせ、計画に定める PAZ・UPZについても再度検討を行いたい。

### ■これまでの町計画におけるPAZ・UPZ

#### （1）町地域防災計画（平成 26 年 6 月修正）におけるPAZ・UPZ

「檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）」（平成 26 年 6 月修正）での PAZ・UPZ は以下のとおり。

表 1 町地域防災計画（平成 26 年 6 月修正）における PAZ・UPZ

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	なし※ ※町では、木戸川以北について PAZ 内と同等と考えて対処することとする。	木戸川以北の行政区
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	町全域	PAZ 以外の全域

「1. 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」より

これは、檜葉町原子力防災対策検討委員会の検討を踏まえ、以下のように定めたもの。

- 町民が理解しやすいよう、木戸川を境に町を南北 2 地区に区分。
- 町独自に予防的な避難の範囲を設定。

⇒当時、国の指針に明記がなかった特定原子力施設について、「通常の原子力施設と一律に PAZ 及び UPZ の導入等を行うことは必ずしも適当ではないため、檜葉町として、木戸川以北の行政区について、町独自に PAZ 内と同等の警戒態勢を敷いて対処する」とした。

## (2) 現行の町地域防災計画（平成31年1月修正）におけるPAZ・UPZ

平成26年6月修正の計画では、以下のような課題があった。そのため、平成29年度の第4回 檜葉町原子力施設監視委員会にてご議論いただき、現行計画（表2）のとおり見直された。

### 〈平成26年6月修正の計画における課題〉

- 平成26年6月修正の計画では、福島第一・第二原発のいずれかで全面緊急事態に至った場合に、木戸川以北の行政区（PAZ）が予防的避難を行うこととなっており、その避難先は会津美里町である。このため、次のような点が課題となっている。
- 町役場がPAZ内に立地することから、役場機能の避難が必要となる。
- UPZ（木戸川以南）の町民は予防的避難を行わないことから、限られた人数の役場職員を避難先と町内の二手に分散させて災害対応に当たる必要が生じる。特に複合災害時は、町内で木戸川以南の住民に対する対応（避難所開設・運営管理など）を並行して行わねばならず、町役場の負担が非常に大きくなる。
- 防災行政無線などを用いた町民への情報伝達に際しても、複雑（わかりにくい）となる。
- 国の指針に基づく福島県の設定に従えば、檜葉町では、福島第二原発についてのみ一部地域にPAZが設定されることとなり、現行と同様の課題が生じる

### 委員会での議論を踏まえて見直し

表2 現行の町地域防災計画（平成31年1月修正）におけるPAZ・UPZ

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	町全域	町全域
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	なし	なし

「1. 4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」より

### 〈委員会での主な意見〉

- 現行計画（平成26年6月修正）におけるPAZ・UPZの設定は、法律的にも理にかなっており、県の体制とも一致する。しかし、町としては、町全体での対応が難しくなる点が問題である。
- 緊急時の対応はシンプルであることが一番大切である。住民がどう対応すればよいか迷うことがあってはいけない。福島第一・第二原発どちらに対しても同じように対応できるほうが、対応しやすい。ただし、UPZであるところをPAZと設定することに伴い、役場の負担が増えることは理解できる。

- より安全側に立った選択をすべきである。国の指針よりも安全側の対応をするということは、より町民のことを考えた選択をしている、ということである。一度事故を経験した住民はまだ原子力への不信感を抱いているため、より安全側に立った説明が必要である。
- 技術的な評価に基づくと、福島第一・第二原発ともに必ずしもPAZに設定する必要が無いほど、大きな事故のリスクがほとんどない状況である。これは国の指針でも示されている。しかし、万が一の際には、いち早く避難することが住民の安全にとって一番の方策である。
- 隣接市町村と合わせた対応をすべきである。隣接市町村が避難をしているのに、楡葉町だけがとどまっている、ということは現実的に難しい。

## ■近年の動向・現状の課題等

### (1) 国の指針、県の計画

- 原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」は、平成27年4月22日全面改正の際に、特定原子力施設である福島第一原発の原子力防災対策について規定。その中で、放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定したとしても住民等に重篤な確定的影響が生じるおそれはないことから、「PAZに相当する区域は定める必要はない」とした。
- これを受けて福島県では、原子力災害対策重点区域を表3のように定めている。

表3 原子力災害対策重点区域（福島県平成28年2月修正による設定）

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)	指針に基づき設定しない	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

### (2) 楡葉町の現状を踏まえた課題等

- 町の現行計画では、福島第一・第二原発のいずれかで全面緊急事態に至った場合に、PAZである町内全域が予防的避難を行うこととなっている。このため、特に福島第一原発で全面緊急事態が発生した場合には、以下のような課題が生じる。
- 国の指針に基づく福島県の設定では、福島第一原発についてはPAZが設定されていないことから、県が予防的避難を想定していない中で、町独自の判断として避難指示を出すことになる。
- 楡葉町より福島第一原発に近く5km圏内にある大熊町・双葉町・浪江町では、県計画に合わせて第一原発についてPAZは設定されていない（表4参照）。このため、第一原発で

全面緊急事態となると、第一原発5 km圏内の町が避難しない中で、楢葉町のみ全町避難するという事態が生じる。

表 4 近隣市町村の対応計画 ( p.6 位置図 参照)

市町村	参照計画	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
広野町	町避難計画 (R2.5)	町内全域を <u>UPZ</u> に設定	町内全域を <u>UPZ</u> に設定
富岡町	町広域避難計画 (H28.9) 町地域防災計画 (R5.3)	避難指示が解除された区域の 全域を <u>PAZ</u> に設定	避難指示が解除された区域の 全域を <u>PAZ</u> に設定
大熊町	町地域防災計画 (H31.3)	町内全域を <u>UPZ</u> に設定	半径5 km圏よりわずかに外れているものの至近であるため、町として <u>PAZ</u> の対応を基本とする
双葉町	町広域避難計画 (R4.3) 町地域防災計画 (R4.11)	町内全域を <u>UPZ</u> に設定 ※必要に応じ町独自の判断で施設敷地緊急事態での広域避難も想定	町内全域を <u>UPZ</u> に設定 ※必要に応じ町独自の判断で施設敷地緊急事態での広域避難も想定
浪江町	町広域避難計画 (H29.3) 町地域防災計画 (H30.3)	避難指示が解除された区域の 全域を <u>UPZ</u> に設定 ※必要に応じ町独自の判断で施設敷地緊急事態での広域避難も想定	避難指示が解除された区域の 全域を <u>UPZ</u> に設定 ※必要に応じ町独自の判断で施設敷地緊急事態での広域避難も想定

- なお、福島第一原発における全面緊急事態の主な基準は、表5のとおりである。

表 5 原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準  
(福島県地域防災計画をもとに一部加筆)

区分	基準
全面 緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 敷地境界付近において、3ヶ月平均のバックグラウンド+5<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合</li> <li>✓ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合</li> </ul>

⇒このため、原子力災害時の避難対応について、福島第一原発ではPAZを設定しないことも、再度、検討したい。

■見直しについての町の基本的な考え

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ)		
緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ)		



**位置図**